

# 事業概要

平成 23 年度版

香川県食肉衛生検査所

# 目 次

## 第一章 総 説

1	香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要	5
	(1) 位置図	5
	(2) 施設の概要	6
2	所管区域及びと畜場所在地	8
	(1) 所管区域	8
	(2) と畜場所在地	8
3	事業内容と組織	9
	(1) 事業	9
	(2) 組織	9
	(3) 職員構成	9
4	主な業務内容	10
5	と畜検査のながれ	11
6	平成 23 年度重点事業	12
7	と畜検査手数料	13
8	検査所の主な検査機器	13

## 第二章 事業の概要

1	と畜検査の概要	15
	(1) と畜検査頭数	16
	(イ) 年度別・畜種別	16
	(ロ) と畜場別・畜種別	16
	(ハ) 月別・畜種別・時間内外別	17
	(ニ) と畜場別開場日数	17
	(2) 疾病獣畜検査頭数	18
	(3) と畜検査の結果に基づく処分状況	19
	(イ) 獣畜のとさつ禁止または廃棄したものの原因	19
	(ロ) 全部廃棄頭数（畜種別・と畜場別・病名別）	20
	(ハ) 一部廃棄件数（畜種別・と畜場別・病名別）	21
2	精密検査の概要	22
	(1) 精密検査	23
	(イ) 微生物検査成績	23
	① 血液検査	23
	② 微生物検査	23
	③ 残留抗生物質検査（モニタリング）	23
	④ 牛の病原性大腸菌O157、O111 検査	23
	(ロ) 病理検査成績	24
	① 血液検査	24
	② 病理組織学的検査	24
	③ 病名別頭数	25

(ハ) 理化学・寄生虫検査成績 .....	25
① 理化学・寄生虫検査 .....	25
② 残留抗菌性物質検査 .....	26
(ニ) 伝達性海綿状脳症 (TSE) スクリーニング検査成績 .....	26
(2) 調査研究 .....	26
3 衛生指導状況の概要 .....	27
(1) 衛生指導 .....	28
(イ) 食品衛生関係施設の監視指導 .....	28
(ロ) 食品収去検査 .....	28
(ハ) 食品収去検査 (放射性セシウム検査) .....	28
(ニ) ふき取り検査 .....	29
(ホ) 食鳥処理施設監視に伴う食鳥とたい汚染調査 .....	29
(ヘ) と畜場衛生保持に関する運営協議会及び衛生講習会 .....	29
(ト) と畜場排水水質検査 .....	30
(2) 食鳥処理事業 .....	31
(イ) 規模別指導件数 .....	31
(ロ) 大規模食鳥処理施設における食鳥検査状況 .....	31
(ハ) 認定小規模食鳥処理施設における確認状況 .....	31
4 普及啓発活動 .....	32
(1) 臓器標本等を用いた食肉の衛生に関する普及啓発活動 .....	32

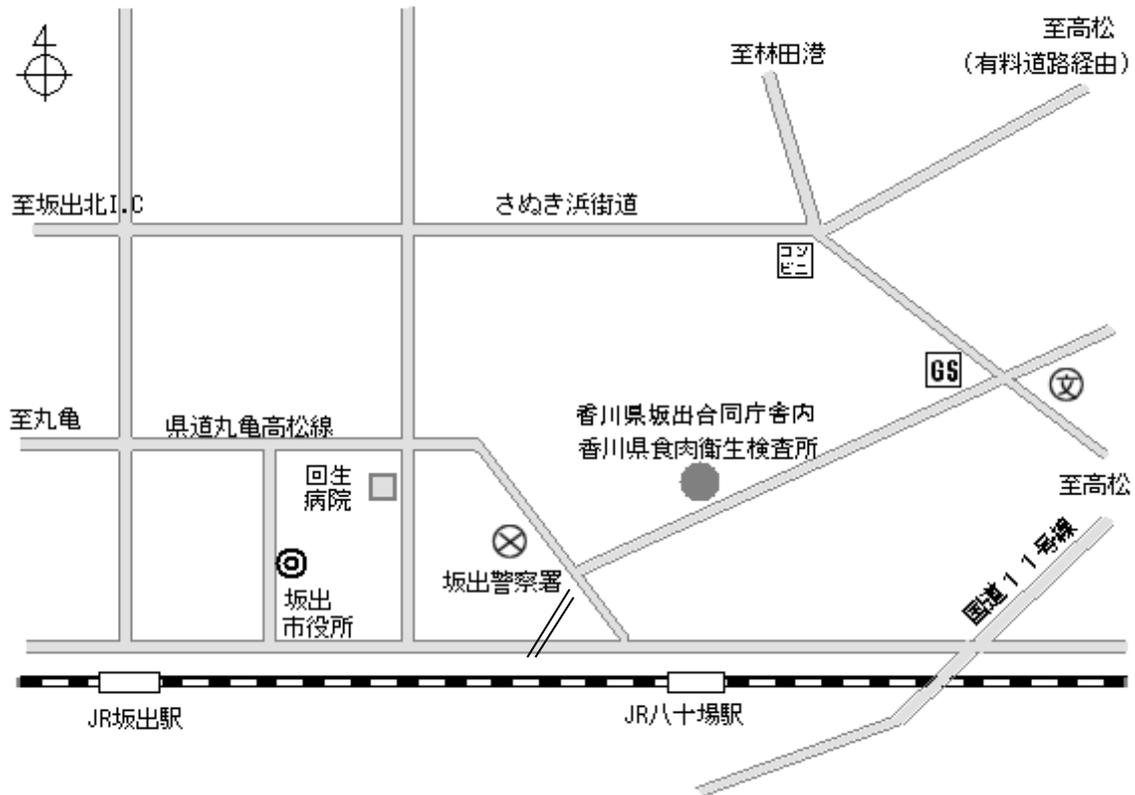
### 第三章 調査研究発表

内容については、別ファイルを参照。

# 第一章 総 説

# 1 香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要

## (1) 位置図



- JR 八十場駅から徒歩 20 分、車で 5 分  
坂出北 I.C から車で 10 分

所在地 香川県坂出市江尻町 1355 番地  
香川県坂出合同庁舎内  
TEL 0877(45)5132  
FAX 0877(45)5893

(2) 施設の概要

ア 香川県坂出合同庁舎

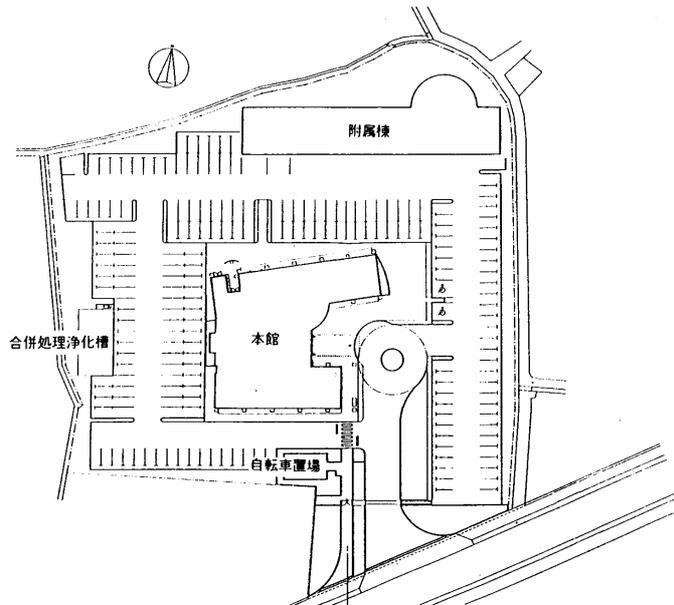
- ・敷地面積 10,002 m<sup>2</sup>
- ・庁舎概要

区 分	構 造	階 数	延床面積
本 館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階 塔屋2階	6,540.45 m <sup>2</sup>
附 属 棟	鉄骨造	地上2階	942.75 m <sup>2</sup>
自転車置場	鉄骨造	地上1階	60.00 m <sup>2</sup>

- ・階層別入庁機関

階 数	入 庁 機 関
6 階	会議室
5 階	食肉衛生検査所、(財)食鳥衛生検査センター
4 階	食肉衛生検査所
3 階	中讃土木事務所
2 階	中讃土木事務所
1 階	中讃土木事務所・中讃税務窓口センター
地階1階	書庫・凶面保管庫

- ・全体図

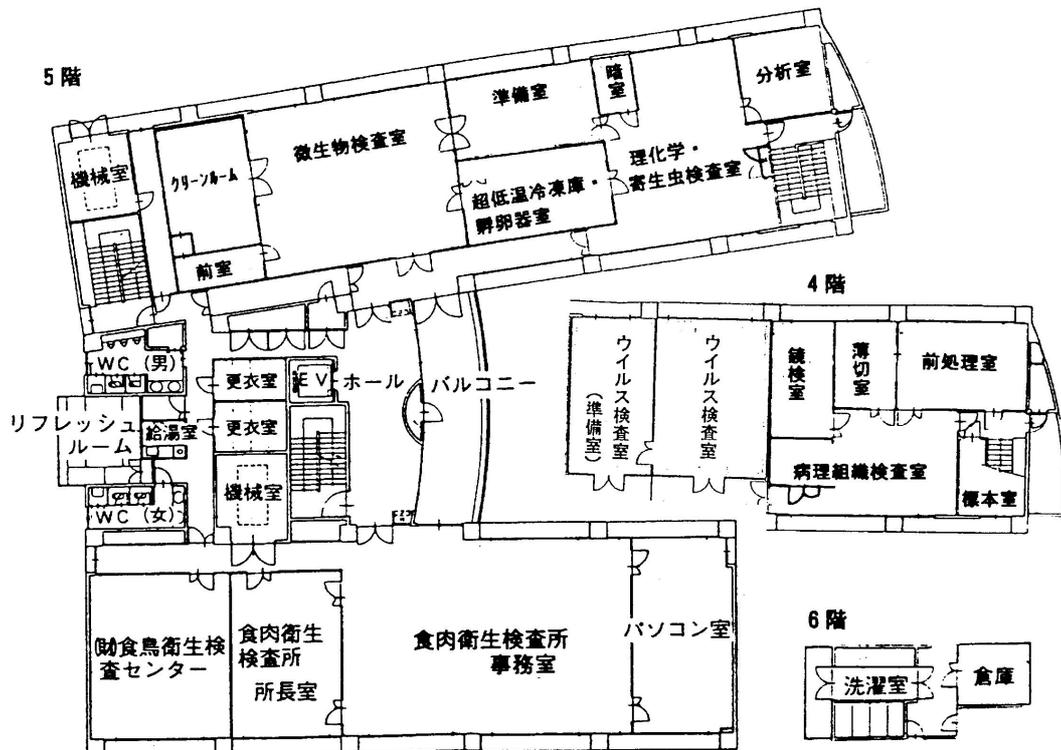


イ 食肉衛生検査所

・建物専用面積

事務室	275.38 m <sup>2</sup>
所長室	47.04 m <sup>2</sup>
書庫・倉庫	32.34 m <sup>2</sup>
検査室	494.41 m <sup>2</sup>
微生物検査室	125.75 m <sup>2</sup>
理化学・寄生虫検査室	102.48 m <sup>2</sup>
病理組織検査室	108.03 m <sup>2</sup>
ウイルス検査室	87.15 m <sup>2</sup>
共有部分	71.00 m <sup>2</sup>
更衣室	17.39 m <sup>2</sup>
洗濯室	19.28 m <sup>2</sup>
本館建物専用面積合計	885.84 m <sup>2</sup>

・建物平面図



### 3 所管区域及びと畜場所在地

(1) 所管区域

県の区域(高松市を除く)

(2) と畜場所在地

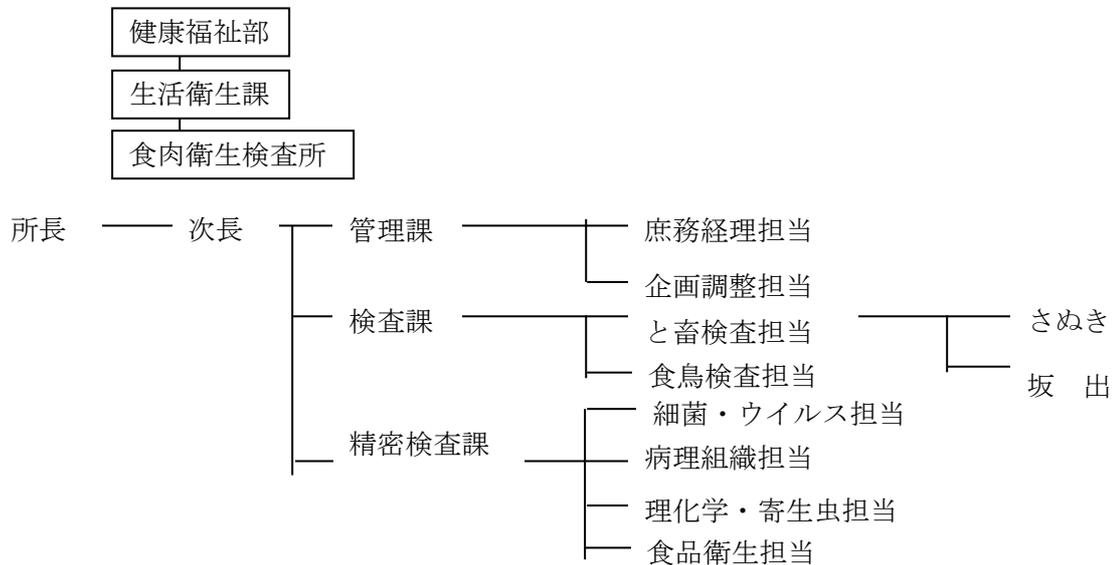
と畜場 番号	名称	所在地	開設年月日	処理能力 (豚換算頭数)
2	株式会社香川県畜産公社	坂出市昭和町二丁目 1-9	昭 61. 7. 11	800
5	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター	さぬき市長尾西 1881	平 12. 4. 1	600

### 3 事業内容と組織

#### (1) 事業

- ① 獣畜のとさつ、解体検査及び措置に関すること。
- ② 獣畜、食鳥の肉・内臓等の検査並びに試験研究に関すること。
- ③ と畜場、食鳥処理場及びその附属施設の衛生保持の監視指導に関すること。
- ④ 食品衛生法に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の検査並びに食肉処理施設等の整備改善に関すること。
- ⑤ 獣畜、食鳥及び食肉に関する衛生統計並びに調査、研究に関すること。
- ⑥ 獣畜、食鳥等に関する衛生知識の普及及び向上に関すること。

#### (2) 組織



#### (3) 職員構成

	事務吏員	技術吏員 (獣医師)	嘱託職員			計
			(獣医師)	(検査技師)	その他	
所長		1				1
次長		1				1
管理課	1	2			1	4
検査課		8			1	9
精密検査課		4	1	1		6
計	1	16	1	1	2	21

## 4 主な業務内容

### (1) と畜検査

と畜場法に基づく検査対象は、牛、馬、豚、めん羊、山羊であり、と畜検査員が疾病及び異常の有無について、と畜場に搬入される1頭ごとに生体検査、解体検査、精密検査の順に検査を行い、検査結果に基づきとさつ解体禁止や全部又は一部廃棄の措置をとる。

#### 生体検査

獣畜の生前の状態が食用として適当か否かを検査し、異常のないときは、とさつを許可する。

伝染病等の疑いがあるときは、とさつを禁止し、隔離所に移し精密検査を行う。伝染病以外の疾病の獣畜は、病畜と室でのとさつを許可する。

#### 解体前・後検査

とさつ、解体された獣畜が食用として適当か否かを検査（枝肉・内臓及びリンパ節等を細部にわたり検査）し、その結果、部分的な疾病病状を認めたときは、その部分を、全身的な疾病であって法に定められたものは、その全部を廃棄処分とする。

病畜と室でとさつ、解体された獣畜についても、同様な検査を行う。

牛・めん羊・山羊については伝達性海綿状脳症（TSE）スクリーニング検査を実施する。

#### 精密検査

生体検査、解体検査を経て、なお必要なときは、さらに微生物学的、病理組織学的及び理化学・寄生虫学的な精密検査を実施し、食用として適当か否かの最終判定を行う。

#### 検印

以上のように厳密な検査を行った後、食用として適当と認めたものには検印を行う。

#### 検査手順

上記検査手順については次ページ「と畜検査のながれ」のとおり。

### (2) 衛生指導

#### と畜場の衛生

定期的に衛生講習会を開催し、衛生管理責任者や作業衛生責任者の資質の向上を図るとともに、作業従事者をはじめ、関係者へ、食肉等の衛生的な取扱いの普及を図る。

また、と畜場諸施設の清掃、そ族昆虫等のコントロールや汚水・汚物・廃棄物の処理状態など、と畜場内外の環境衛生に係ることについて監視指導を行う。

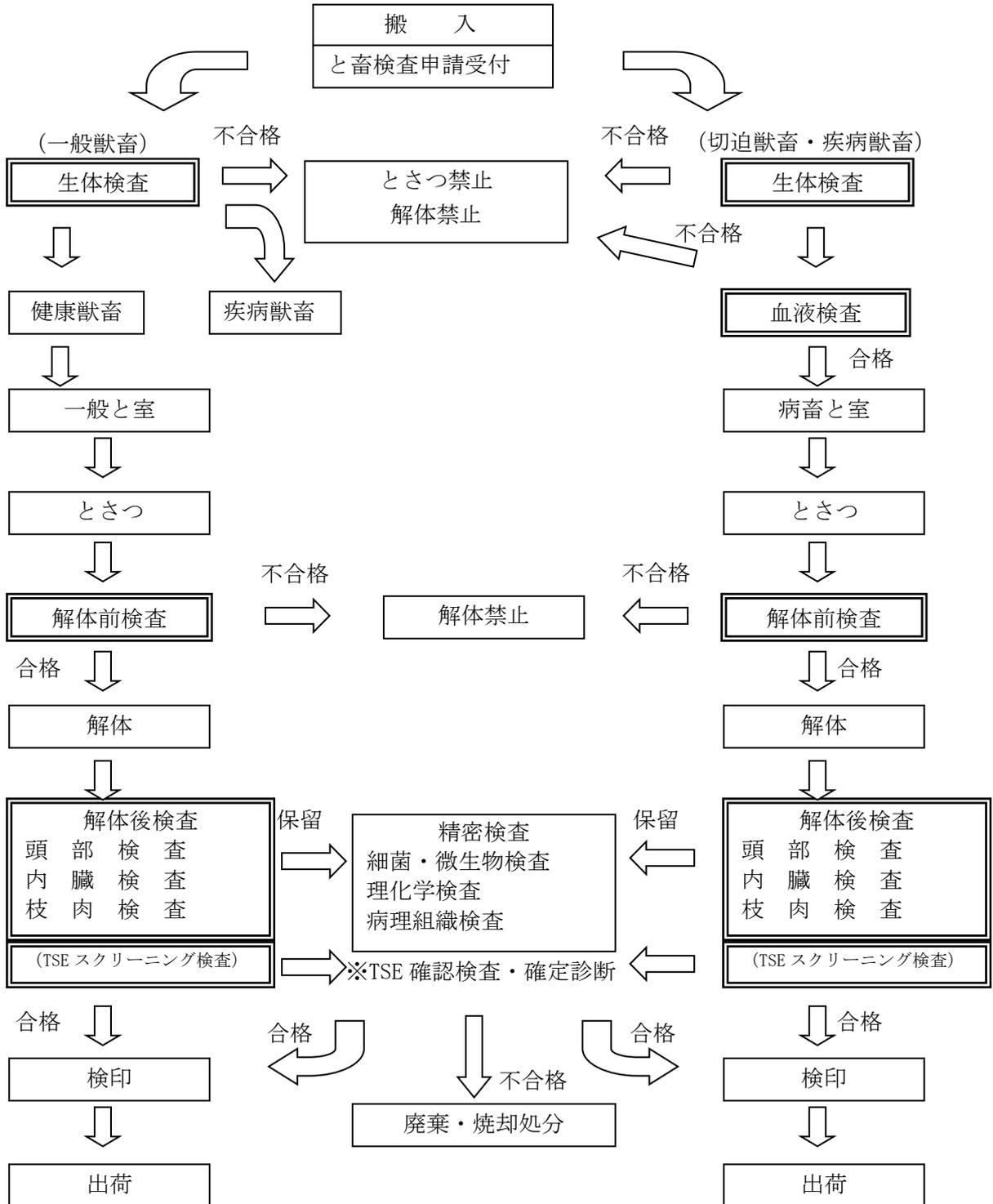
#### 食品衛生

食品衛生法に基づき、枝肉、内臓等の保管状況、枝肉運搬車の衛生保持及びと畜場に関連した食肉処理施設並びに食肉製品製造施設の監視指導を行うとともに食肉製品の収去検査を実施する。

#### 食鳥衛生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理場の監視指導を行う。

## 5 と畜検査のながれ



TSE 検査は、牛・山羊・めん羊にて実施。

※確認検査・確定診断は国の機関に検体を送付し、実施。

## 6 平成23年度重点事業

- ① 安全で衛生的な食肉を供給するため、と畜検査を実施した。
- ② 伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施し、食肉の安全を確保するとともに、と畜場設置者、従業者等に対して、特定部位除去の徹底と除去部位取扱いの指導並びにTSEに対する情報提供を行った。
- ③ 各と畜場ごとに運営協議会を開催し、と畜場における規律の遵守、衛生の保持及び食肉衛生に係る諸施策について協議を行い、衛生意識の向上に努めた。
- ④ と畜場法に基づき、と畜場衛生管理責任者、作業衛生責任者の責務を完遂するよう指導し、施設設備の改善、獣畜の衛生的取扱いについて重点的に指導した。
- ⑤ と畜場等の汚水処理施設の水質検査を実施し、適切な処理を指導した。
- ⑥ 食肉及び食鳥肉の衛生確保を図るため、枝肉及び輸送車、並びに食鳥肉のふき取り検査等を実施した。また、脳及び脊髄組織に多く含まれるグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）のとさつ・解体時の付着状況を把握し、その除去対策について指導した。
- ⑦ 食肉及び食鳥肉の残留有害物質モニタリング検査を実施した。
- ⑧ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく立入指導を実施した。
- ⑨ 腸管出血性大腸菌（EHEC）O157 汚染対策実態調査事業の一環として、健康な牛のEHEC O157・O111の保菌実態調査を実施した。
- ⑩ と畜検査業務についての調査研究を行った。また、日本獣医公衆衛生学会等において研究成果を発表した。
- ⑪ と畜場に隣接する食肉処理施設、食肉製品製造施設及び食品（食肉又は食肉製品に限る。）の冷凍冷蔵施設の監視指導を実施した。
- ⑫ 総合衛生管理製造過程の承認を受けた食肉製品製造業の施設を立入指導した。
- ⑬ 食肉（放射性セシウム検査）及び食肉製品（細菌検査）の収去検査を実施した。
- ⑭ 優良試験所基準（GLP: Good Laboratory Practice）の導入に伴う外部精度管理、内部精度管理を実施した。
- ⑮ 試験検査室の業務管理の基準要綱における標準作業書の内、試験法の追加等の見直しを図った。
- ⑯ 生食用馬肉中の *Sarcocystis fayeri* 検査（暫定法）を習得し、食中毒事件が発生した際の検査体制を整えた。
- ⑰ 生食用食肉の腸内細菌科菌群の試験法について、関係者への周知と、試験法の習得に努めた。
- ⑱ と畜検査結果のフィードバックを実施し、より良い家畜の生産に寄与した。
- ⑲ 中学校や高等学校への臓器標本の貸出し増加に伴い、臓器標本の追加作成と、組織標本を作成するとともに、当所の業務内容と食肉衛生に関するチラシを配布して、食の安心・安全に関する普及啓発を実施した。

## 7 と畜検査手数料

と畜検査手数料（1頭当たり）

（単位：円）

畜種別		牛・馬	生 後 1年未満 の 牛	生 後 1月未満 の乳用牛	豚	めん羊 山 羊	生 後 1月未満 の 山 羊	備 考
金 額	時間内	500	300	150	200	60	20	平成4年 4月1日 改 正
	時間外	1,000	600	300	400	120	40	

（注）時間内とは、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭23年、法178）に規定する休日以外の日において、午前8時30分から午後5時15分の間に検査を行う場合をいう。

## 8 検査所の主な検査機器

別添：検査機器（PDF ファイル）を参照

## 第二章 事業の概要

# 1 と畜検査の概要

## (1) と畜検査頭数

平成 23 年度の総検査頭数は、162,300 頭（牛 7,872 頭、子牛 4 頭、豚 154,424 頭）であり、前年度と比較すると全体では約 4.7%（8,016 頭）減少した。牛は前年度と比較して肉用種は 93 頭増加、乳用種は 1,302 頭減少した。また、豚は前年度より 6,799 頭減少した。

産地別では、牛は、県内産 3,121 頭（39.6%）、県外産 4,751 頭（60.4%）であり、県外産では、岡山県 1,945 頭、栃木県 815 頭が主な地域である。豚は、県内産 49,053 頭（31.8%）、県外産 105,371 頭（68.2%）であり、県外産では愛媛県 63,177 頭、広島県 12,673 頭が主な地域である。

県内 2 と畜場の延べ開場日数は、486 日であり、各と畜場別では、株式会社香川県畜産公社 243 日、香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター 243 日であった。

平成 23 年度のと畜場外におけると畜検査は、行われなかった。

## (2) 疾病獣畜検査頭数

疾病獣畜の検査頭数は、126 頭（牛 122 頭、子牛 3 頭、豚 1 頭）で、総検査頭数に占める比率は 0.08% であった。

## (3) と畜検査の結果に基づく処分状況

とさつ禁止及び解体禁止はなかった。

全部廃棄頭数は、339 頭（牛 10 頭、子牛 0 頭、豚 329 頭）で、前年度と比較して 22 頭減少し、総検査頭数に占める全部廃棄頭数の比率は 0.21% であった。

一部廃棄総件数は、139,880 件であり、畜種別で見ると、牛は 7,039 件で、その内訳は細菌病 0.03%、寄生虫病 0.20%、その他の疾患 99.77% であった。

一方、豚は 132,837 件であり、その内訳は寄生虫病 15.1%、他の疾患 84.9% であった。

なお、牛白血病、豚丹毒等については、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所に届出を行った。

## (4) 伝達性海綿状脳症（TSE）対策における指導状況等について

と畜場法では、と畜場におけるとさつ解体作業において、特定部位（舌及び頬肉を除く牛の頭部、脊髄、小腸遠位部）の除去・焼却が義務付けられている。それらの作業状況及び除去部位の保管並びに処分状況の確認を実施している。なお、扁桃部についても厚生労働省等の学術調査に基づき除去等の指導を行っている。

## (1) と畜検査頭数

## (イ) 年度別・畜種別

(単位：頭)

畜種 年度	牛		生後1 年未満 の牛	生後1 月未満 の牛	馬	豚	めん羊 山 羊	合 計
	肉用種	乳用種						
19	3,427	5,925	40	0	0	164,588	0	173,980
20	3,759	5,047	29	1	0	159,174	0	168,010
21	4,432	4,364	7	5	0	163,049	0	171,857
22	5,159	3,922	11	1	0	161,223	0	170,316
23	5,252	2,620	4	0	0	154,424	0	162,300

## (ロ) と畜場別・畜種別

(単位：頭)

畜種 と畜場	牛		生後1 年未満 の牛	生後1 月未満 の牛	馬	豚	めん羊 山 羊	合 計
	肉用種	乳用種						
株式会社 香 川 県 畜産公社	5,252	2,620	4	0	0	79,615	0	87,491
香川県農業 協 同 組 合 東讃畜産振興 センター大川 畜産センター						74,809		74,809
合 計	5,252	2,620	4	0	0	154,424	0	162,300

## (ハ) 月別・畜種別・時間内外別

(単位：頭)

畜種 時間 月	牛・馬		生後1年 未満の牛		生後1月 未満の牛		豚		めん羊 山 羊		合 計
	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	
4	784						12,554				13,338
5	744						11,722	375			12,841
6	755		1				11,748				12,504
7	716						11,643				12,359
8	569						11,773				12,342
9	565						12,370				12,935
10	598		3				13,066				13,667
11	728						14,302				15,030
12	619						13,506	567			14,692
1	616						13,465				14,081
2	606						13,196				13,802
3	572						14,137				14,709
合計	7,872		4				153,482	942			162,300

## (二) と畜場別開場日数

(単位：日)

月 と畜場	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
株 式 会 社 香 川 県 畜 産 公 社	20	19	22	20	22	20	19	20	20	19	21	21	243
香 川 県 農 業 協 同 組 合 東 讃 畜 産 振 興 セ ン タ ー 大 川 畜 産 セ ン タ ー	20	20	21	20	22	20	20	20	19	19	21	21	243
合計	40	39	43	40	44	40	39	40	39	38	42	42	486

(2) 疾病獣畜検査頭数(再掲)

畜種別・と畜場別・月別

(単位:頭)

畜種	月 と畜場	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		牛	株式会社 香川県畜産公社	13	5	8	9	12	12	17	8	10	13	
子牛	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
豚	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計		13	5	8	9	12	12	20	8	10	13	7	9	126

(3) と畜検査の結果に基づく処分状況

(イ) 獣畜のとさつ禁止または廃棄したものの原因

別添：処分状況 (PDF ファイル) を参照

## (ロ) 全部廃棄頭数 (畜種別・と畜場別・病名別)

牛

(単位:頭)

病名 と畜場	全 部 廃 棄								
	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	腫瘍	水腫	白血病	その他	合計
株式会社 香川県畜産公社	0	3	1	1	0	3	2	0	10

子牛

(単位:頭)

病名 と畜場	全 部 廃 棄								
	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	腫瘍	水腫	白血病	その他	合計
株式会社 香川県畜産公社									0

豚

(単位:頭)

病名 と畜場	全 部 廃 棄									
	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	腫瘍	水腫	白血病	その他	合計
株式会社 香川県畜産公社	9	199	32	2	0	0	0	1	0	243
香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 一犬川畜産センター	7	27	51	0	1	0	0	0	0	86
合 計	16	226	83	2	1	0	0	1	0	329

(ハ) 一部廃棄件数（畜種別・と畜場別・病名別）

A. 総括表

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・ リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	4,766	2	0	0	14	7,023	7,039
子牛	4	0	0	0	0	4	4
豚	109,535	0	0	0	20,050	112,787	132,837
計	114,305	2	0	0	20,064	119,814	139,880

B. 株式会社香川県畜産公社

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・ リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	4,766	2	0	0	14	7,023	7,039
子牛	4	0	0	0	0	4	4
豚	61,166	0	0	0	13,878	63,471	77,349
計	65,936	2	0	0	13,892	70,498	84,392

C. 香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・ リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
豚	48,369	0	0	0	6,172	49,316	55,488

## 2 精密検査の概要

最近の獣畜における疾病は、飼育管理の変化や海外への往来が日常となり、人、動物を問わず、海外由来感染症が毎年のように発生し、社会生活を脅かすようになった。海外で発生している感染症の原因微生物が、日本に運ばれてくるリスクは高まっている。また、国内においても県外から本県に多くの獣畜が搬入されており、県外で発生した疾病が県内に入ってくるリスクも高まっている。そのような状況の中、今年度も、安全な食肉の供給に向け、各種検査を実施した。

精密検査の実施頭数は、延べ頭数で計 8,677 頭（TSE スクリーニング検査 7,876 頭、その他の検査延べ頭数 801 頭）であり、前年度検査延べ頭数 10,111 頭に比較して 1,434 頭減少した。

検査の結果、TSE スクリーニング検査はすべて陰性であり、339 頭（牛 10 頭、豚 329 頭）の全部廃棄処分をし、また、と殺解体禁止処分を行ったものはなかった。

（注）精密検査のその他の検査の延べ頭数の 805 頭は、血液検査、微生物検査、残留抗生物質検査、病原性大腸菌 0157・0111 検査、病理組織学的検査、理化学・寄生虫検査、残留抗菌性物質検査の実頭数を合計したものである。

### （イ）微生物検査

疾病獣畜及び一般畜で生体検査時に異常を認めた 126 頭について、血液検査（グラム染色、レビーゲル染色）を実施した。解体後検査で豚丹毒、敗血症等微生物性疾病の疑われた 125 頭に病原微生物の分離・同定・PCR 等の検査を実施した。

残留有害物質モニタリング事業の一環として、県内産の牛・豚及び鶏を任意に選び、残留抗生物質の検査を 72 頭実施した。

また、牛糞便中の病原性大腸菌 0157・0111 検査を 24 頭実施した。

また、生食用食肉の腸内細菌科菌群の試験法について、検討を行った。

### （ロ）病理検査

疾病獣畜及び一般畜で生体検査時に異常を認めた 125 頭について、血液検査（血液の形態学的検査、白血球百分率など）を実施した。さらに、白血病、腫瘍、全身性疾病等、病理組織学的検査を必要と認めた獣畜及び解体検査時発見された特異病変について 18 頭検査した。

### （ハ）理化学・寄生虫検査

生体検査及び解体検査で尿毒症、黄疸を疑ったものや、疾病獣畜血液の液状成分、血球数、ヘモグロビン濃度、血小板等について 145 頭検査した。

また、残留有害物質モニタリング事業の一環として県内産の牛、豚及び鶏を任意に選び、残留抗菌性物質等の検査を 46 頭実施した。

また、生食用馬肉中の *Sarcocystis fayeri* 検査（暫定法）の検査体制を整えた。

### （ニ）伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査

と殺解体処理されたすべての牛を対象に TSE のスクリーニング検査を 7,876 頭実施した。

(1) 精密検査

(イ) 微生物検査成績

① 血液検査

畜種 \ 項目	疾病獣畜実頭数	検査件数	備考
牛	125	250	グラム、レビーゲル染色等
豚	1	2	〃
合計	126	252	

② 微生物検査（保留畜等）

畜種 \ 項目	実頭数	疾病別				全部廃棄頭数	合格頭数	備考
		敗血症	豚丹毒	牛白血病	その他			
牛	7	4	/	3	0	5	2	
豚	118	77	39	/	2	74	44	
合計	125	81	39	3	2	79	46	

③ 残留抗生物質検査（厚生労働省通知に基づく残留有害物質モニタリング）

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	陽性数（簡易検査法）			備考
			腎臓	肝臓	筋肉	
牛	12	36	/	/	0	
豚	36	108	/	/	0	
鶏	24	72	/	/	0	
計	72	216	/	/	0	

（検査法）平成6年7月1日付け衛乳第107号中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」による。

④ 牛の病原性大腸菌O157・O111検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	陽性数	備考
牛（糞便）	24	48	0	

(ロ) 病理検査成績

① 血液検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備考
牛	125	125	血液の形態学的検査、白血球百分率など
豚	0	0	〃
合計	125	125	

② 病理組織学的検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	結果	
			全部廃棄頭数	合格頭数
牛	11	61	2	9
豚	7	34	3	4
鶏	0	0	0	0
合計	18	95	5	13

③ 病名別頭数

畜種 \ 項目	白血病	腫瘍	炎症	変性萎縮	結核病	その他	合計
牛	2(2)	2	4	0	0	3	11(2)
豚	1(1)	1	1	0	0	4(2)	7(3)
鶏	0	0	0	0	0	0	0
合計	3(3)	3	5	0	0	7(2)	18(5)

(注) ( ) 内は全部廃棄頭数

(ハ) 理化学・寄生虫検査成績

① 理化学・寄生虫検査

検査の種類	畜種	検査 実頭数	検査 件数	全部廃棄 頭数	検査項目
血液成分	牛	125	1,000	0	RBC, WBC, HCT, HGB, MCV, MCH, MCHC, PLT
	豚	1	8	0	
黄疸	牛	7	11	1	血清、肝臓中の総ビリ ルビン量
	豚	1	2	0	
尿毒症	牛	8	18	1	血清、眼房水中の尿素 窒素量・クレアチニン 量
	豚	3	5	2	
合計	牛	140	1,029	2	
	豚	5	15	2	
	計	145	1,044	4	

② 残留抗菌性物質検査（厚生労働省通知に基づく残留有害物質モニタリング）

項目 畜種	検査頭数	検査件数	陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	8	8		0		
豚	22	22		0		
鶏	16	16		0		
計	46	46		0		

（検査法）平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」による。

(二) 伝達性海綿状脳症 (TSE) スクリーニング検査成績

	検査頭数	検査成績
牛	7,876	全て陰性
めん羊	0	—
山 羊	0	—

(2) 調査研究

事 項	調 査 内 容	項 目
微生物	牛の病原性大腸菌O157・O111の調査	食肉によるO157・O111 食品事故防止のため、と畜場に搬入した牛盲腸便内の保菌状況を調査した。

### 3 衛生指導状況の概要

#### (1) 衛生指導

と畜場2施設及びと畜場に併設された食品衛生法の営業許可を取得している17施設に対し、施設の衛生確保や食肉の取扱い等について重点的に指導した。監視指導延施設数は48施設であった。特に、衛生的な取扱いが要求される夏期及び流通量の増加する年末においては、集中的に一斉監視指導を行うとともに食肉製品の収去検査を実施し、衛生指導に努めた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、特定の自治体から県内のと畜場に搬入された牛の肉について放射性セシウムの検査を実施し、食の安全・安心の確保に努めた。

さらに、食肉の生食を起因として、複数県の消費者に深刻な被害をもたらした腸管出血性大腸菌による食中毒事件が発生したことから、生食用食肉の規格基準等が設定された。

これを受け、当所が所管する食品営業関係者等に生食用食肉の取扱いの有無を確認するとともに、これらの基準等について周知徹底を図った。

と畜場の衛生指導に伴う調査として、牛、豚の枝肉及び輸送車等のふき取り検査を実施した。

また、と畜場の排水検査を実施し、水質汚濁防止法、香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、基準内の水が排出されるよう指導した。

#### (2) 食鳥処理事業

食鳥処理施設（大規模食鳥処理1施設、認定小規模食鳥処理26施設 ※平成23年度末時点では25施設）に対し、施設の衛生保持や食鳥肉の取扱い等について重点的に監視指導した。

監視指導延件数は40件（大規模食鳥処理施設2件、認定小規模食鳥処理施設38件）であり、前年度（50件）に比べ減少した。

特に衛生的な取扱いが要求される夏期においては、一斉監視指導を行うとともに収去検査を実施し、衛生指導に努めた。

大規模食鳥処理施設の検査羽数は、3,431,914羽であり、前年度の検査羽数3,197,013羽に比べて234,901羽増加した。認定小規模食鳥処理施設の食鳥処理確認総羽数は1,168,546羽であり、前年度に比べて41,441羽減少した。

#### (3) 食肉検査データのフィードバック

申請者に、と畜検査データをフィードバックし、健康畜が出荷されるよう努めた。

(1) 衛生指導

(イ) 食品衛生関係施設の監視指導

業種 項目	食肉処理業	食肉製品 製造業	食品の冷凍 又は冷蔵業	合計	備考
施設数	8	5	4	17	
監視指導 延施設数	24	13	11	48	
監視率(%)	150	86.7	137.5		監視指導延施設数÷施設数÷ 年間標準監視回数(注)×100

(注) 業種毎の年間標準監視指導回数：食肉処理業 2回/年、食肉製品製造業 3回/年  
食品の冷凍又は冷蔵業 2回/年

(ロ) 食品収去検査

項目 品名	細菌検査 件数	不適格件数					備考
		E. coli	黄色ブドウ 球菌	サルモネ ラ属菌	大腸菌 群	クロストリジ ウム属菌	
食肉製品 (加熱後包装)	10	0	0	0			
食肉製品 (包装後加熱)	2				0	0	
合計	12	0	0	0	0	0	

(ハ) 食品収去検査（放射性セシウム検査）

項目 品名	検査検体数	検査件数	検査結果	
			暫定規制値(注1)以上	暫定規制値未満 (うち定量限界 (注2)未満)
食肉(牛頸部 筋肉)	13	13	0	13 (13)

(注1) 500 Bq/kg

(注2) おおむね 10 Bq/kg

(二) ふき取り検査

種別 \ 項目		実頭数	検査検体数	検査件数	項目別検査件数		
					一般生菌数	大腸菌群数	GFAP
枝肉	牛	50	160	220	60	60	100
	豚	60	126	252	126	126	
輸送車輛	床面		15	30	15	15	
	側面		15	30	15	15	
	輸送容器		4	8	4	4	
計		110	320	540	220	220	100

(ホ) 食鳥処理施設監視に伴う食鳥とたい汚染調査

種別 \ 項目	検査延施設数	検体数	項目別検査件数			
			一般生菌数	大腸菌群数	サルモネラ属菌	カンピロバクター
大規模食鳥処理施設	2	20	20	20	20	20

(へ) と畜場衛生保持に関する運営協議会及び衛生講習会

と畜場 \ 項目	実施回数	受講延人数	内 訳		
			と畜場設置者	食肉関係業者	と畜場従業員及び利用者
株式会社 香川県畜産公社	4	104	13	42	49
香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター	3	55	3	4	48
合計	7	159	16	46	97

(ト)と畜場排水水質検査

● 化学検査

項目 場所	検査件数	項目別検査件数						検査成績
		PH	BOD	COD	SS	透視度	DO	
株式会社 香川県畜産公社	36	6	6	6	6	6	6	—
香川県坂出合同庁舎	36	6	6	6	6	6	6	—
計	72	12	12	12	12	12	12	

● 生物学的検査

検査件数	項目別検査件数		
36	SV <sub>30</sub>	MLSS	SVI
	12	12	12

(2) 食鳥処理事業

(イ) 規模別指導件数

種別	項目 施設数	監視 延件数	指 導 件 数					合 計
			施設設備 基 準	衛 生 的 管 理	食鳥等の 衛 生 的 取 扱 い	従業者の 衛 生 管 理	そ の 他	
大規模食鳥処理 施設(30万羽超)	1	2	0	0	1	0	0	1
小規模食鳥処理 施設(30万羽以下)	25	38	2	6	0	0	10	18

(ロ) 大規模食鳥処理施設における食鳥検査状況

検査羽数	3,431,914								
	ブロイラー			成 鶏			あひる		
	3,431,914			0			0		
区分	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処 分 実羽数	10,133	13,328	58,848	0	0	0	0	0	0

(注) 禁止：とさつ禁止及び内臓摘出禁止  
(財)香川県食鳥衛生検査センター資料

(ハ) 認定小規模食鳥処理施設における確認状況

処理区分における 確 認 羽 数	確認を行った食鳥の種類及び羽数				
	成 鶏	ブロイラー	あいがも	う骨鶏	合 計
確 認 総 羽 数	869,058	298,958	0	530	1,168,546
イ にお け る 確 認 羽 数	0	0	0	0	0
ロ にお け る 確 認 羽 数	0	7,943	0	0	7,943
イ～ロにおける 確 認 羽 数	869,058	291,015	0	530	1,160,603
上記以外の区分 による確認羽数	0	0	0	0	0
基 準 不 適 合 羽 数 合 計	5,231	3,442	0	0	8,673

(注) イ：と鳥から脱羽までの処理  
ロ：内臓摘出のみを行う処理  
イ～ロ：と鳥から脱羽さらに内臓摘出を行う処理

## 4 普及啓発活動

### 臓器標本等を用いた食肉の衛生に関する普及啓発活動

食肉の衛生に関する知識の普及啓発及び食肉衛生検査所の業務内容を周知するために、臓器標本等の貸出しを利用した普及啓発活動を実施した。

貸出先 年度	中学校		高等学校		その他		のべ利用 者数
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数等	生徒数等	
20	8	1,552	3	425	2	33	2,010
21	8	1,337	0	0	0	0	1,337
22	6	670	6	1,619	1	23	2,312
23	9	1,045	4	529	1	—	1,574